

2. 海外発生期
○状況 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
○目的 1) 新型インフルエンザ等の県内発生が遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
○対策の考え方 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内、及び県内で発生した場合には、患者を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、市民に準備を促す。 5) 国が検疫等により、国内発生を遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

[体制強化等]

- ・国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。
- ・未発生期同様、国内での発生に備え、準備を行う。
- ・県は、必要に応じて医療機関等の出席を求め、「県対策連絡会議・専門部会」を開催して情報の共有を図るとともに、必要な協力依頼を行う。
- ・県は、国が特措法第15条に基づき政府対策本部を設置した場合には、特措法第22条に基づき、直ちに県対策本部を設置する。
- ・県は、国が決定した基本的対処方針等を考慮し、必要な体制を強化するため

県対策本部会議を開催する。

- ・ 県は、各指定地方公共機関、登録事業者、その他事業者等に対し、県内での発生に備えて、職場における感染防止や事業体制の維持に向けて、情報収集や事業継続計画の運用の準備を要請する。

(2) 情報提供・共有

[情報提供]

- ・ 市は、県等と連携して、市民に対して、国が示した海外の発生状況や県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、ホームページ、防災行政無線等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 市は、手洗い、マスク着用等の感染対策が必要であることを市民に周知する。
- ・ 必要に応じて、新型インフルエンザ等における対応状況等について、報道機関等に情報提供する。
- ・ 市は、広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部が調整する。

[相談窓口の設置]

- ・ 市は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。
- ・ 市の相談窓口寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえ、市民等がどのような情報を必要としているか把握し、県等と連携して情報収集を図る。

[情報共有]

- ・ 市は、国が設置した地方公共団体等との問い合わせ窓口を利用するなどして、国、県や関係機関等との情報共有を行う。

(3) まん延防止に関する措置

[県内でのまん延防止対策の準備]

- ・市は、県が進める、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備えた、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備に適宜、協力する。
- ・県は、成田空港検疫所や東京検疫所千葉検疫所支所との情報の共有や連携の再確認を行う。また、日本に向かう航空機・船舶から、新型インフルエンザ等様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留・健康監視等についても、確認する。検疫所において、新型インフルエンザ等患者が確定され、検疫法に基づく通知を受けたときは、県は、感染症法に基づき、県内に居住する入国者に対する積極的疫学調査を実施する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 予防接種

[ワクチンの供給]

- ・県は、ワクチンの供給予定等の情報などを県医師会や市町村等の関係機関に周知するとともに、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

[接種体制]

(特定接種)

- ・市は、県等と連携し、国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。

(住民接種)

- ・市は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・市は、国の要請を受け、全市民が、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、本行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制をとれるよう準備する。

[情報提供]

- ・市は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

[新型インフルエンザ等の症例定義]

- ・県は、国から示された新型インフルエンザ等に関する症例定義等について、医療機関などの関係機関に周知する。

[医療体制の整備]

- ・県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者については、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診療を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ・県は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で診療にあたるよう体制を整備する。
- ・県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに健康福祉センター（保健所）に連絡するよう要請する。
- ・県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所へ送付し、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所において確認を行う。
- ・検査結果等から、新型インフルエンザ等患者と確定された場合は、感染症法に基づき、管轄の健康福祉センター（保健所）又は保健所が入院勧告を行う。

[帰国者・接触者相談センターの設置]

- ・県は、帰国者・接触者相談センターを新型インフルエンザ等相談窓口内に設置する。
- ・県は、国と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従っ

て、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

[医療機関等への情報提供]

- ・ 県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

[検査体制の整備]

- ・ 県は、県衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を実施するための検査体制を確立する。

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等]

- ・ 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ・ 県は、国から指示があった場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。
- ・ 県は引き続き、県内の医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行い、医薬品卸売販売業者に對し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

[事業者の対応]

- ・ 県は、登録事業者及びその他の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するよう要請する。
- ・ 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県と連携し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。
- ・ 指定地方公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、国が示した場合、県は必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。
- ・ 市は、市民からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

[遺体の火葬・安置]

- ・ 市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置出来る施設等の確保ができるよう準備を行う。